

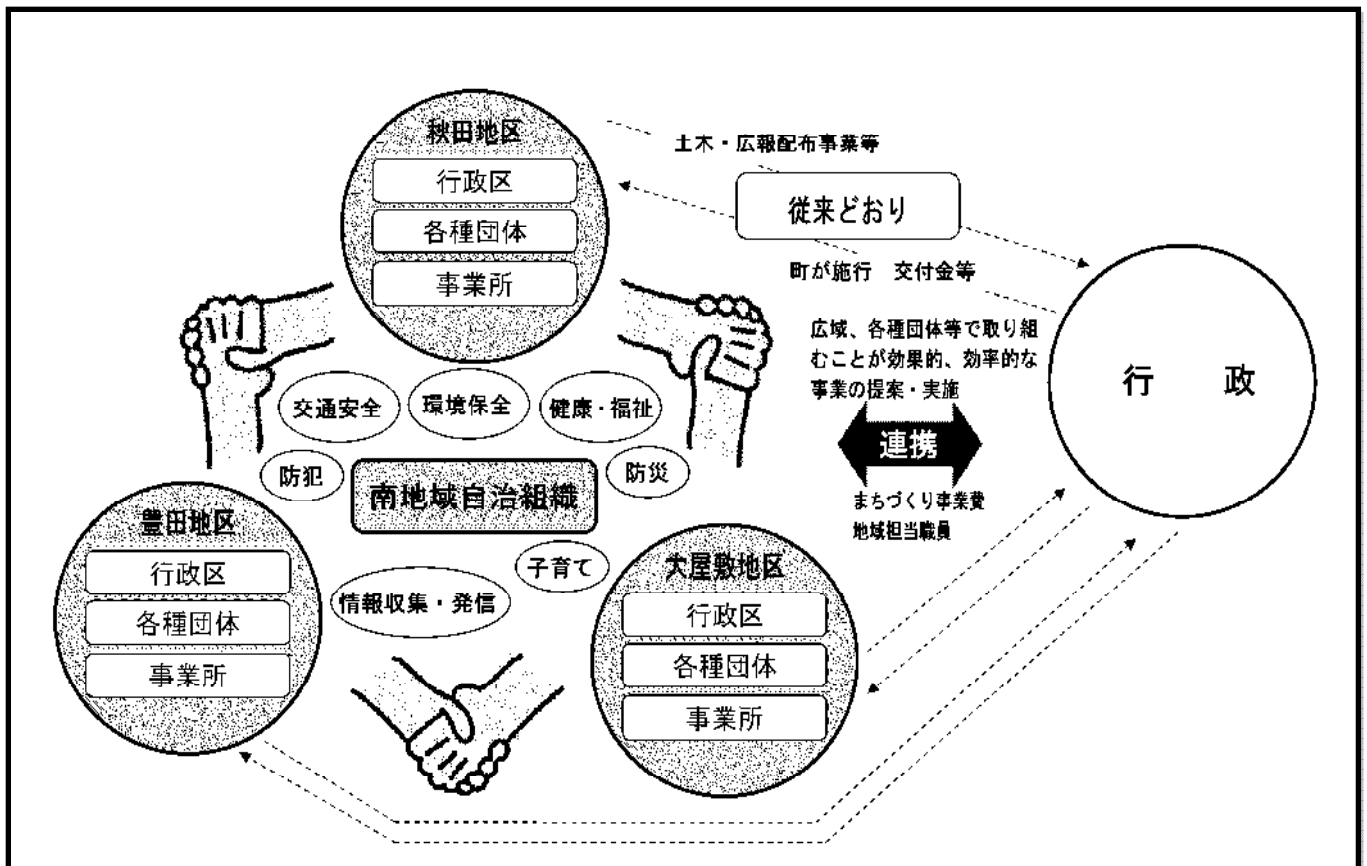
南地域まちづくり かわら版

南地域自治組織設立準備委員会では、各地区で開催したミニ座談会（意見交換会）でのアイデアや意見をもとに、自治組織設立の意義をはじめ、設立後に取り組む『事業』のテーマ、組織構成、共に活動していただくメンバーとそれぞれの役割や選任方法について、話し合いを重ねています。

各地区の区会等においてもご説明致しますが、規約（案）の一部を紹介致します。

南地域自治組織の活動目的と事業テーマ

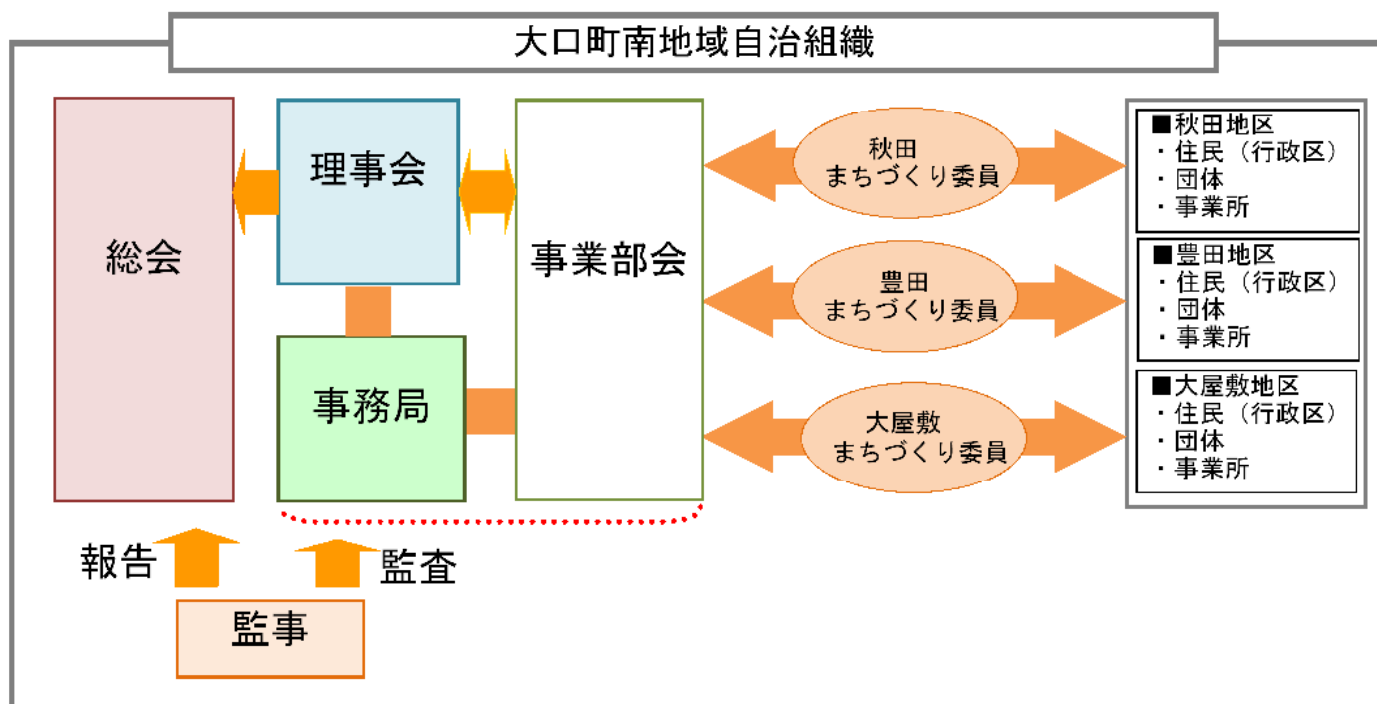
「参加」と「協働」のまちづくりを進めるため、平成21年に制定された「大口町まちづくり基本条例」の理念のもと、「**自立（自助・近助）と共助の精神**」「**地域課題の解決**」をキーワードとして、「**安全で安心できる住みよい地域づくり**」の実現を目指します。



行政区や各種団体、事業所、行政と連携することにより、効果的・効率的な事業として、たとえば、地域の「**防災**」「**防犯**」「**環境保全**」「**交通安全**」「**住民の健康増進と福祉の向上**」「**子どもの健全育成**」「**情報の収集や発信**」等を大きなテーマとして活動していく予定です。

組織の構成

自分たちの地域のことは自分たちで考え、行動し、責任を持って解決していく**実行型の組織**にするため、南地域自治組織に、秋田・豊田・大屋敷の各地区から選任された役員（理事・監事）とまちづくり委員を置く予定です。



- 総 会 自治組織の意思決定機関
- 理 事 会 理事で構成され、地域自治組織の運営に係る企画、財務、広報に関する事項の審議、決定をする
- 事 業 部 会 企画した事業を専門的に取り組む実働部隊として、理事とまちづくり委員で構成
- 理 事 地域自治組織の運営に携わり、併せて、事業部会のメンバーとなる
- 監 事 自治組織の会計・事業の執行状況を監査する
- まちづくり委員 総会の議決権を持つ
また事業部会のメンバーとして、区会や各種団体等と自治組織をつなぎ、事業を円滑に実施するための調整などを行う

引き続き、設立に向け活動して参りますので、ご理解、ご協力をお願いします。